

事務取次業務委託契約

(記入例テンプレート／貴社名・金額をご記入のうえご返送ください)

(以下「甲」という。)及び Kanbei Financial

Agency 株式会社 (以下「乙」という。)は、確定拠出年金法に基づき DC アライブが承認を受けた SBI のぞみ企業型年金規約 (以下「本年金規約」という。)に従って実施される企業型年金 (以下「本企業型年金」という。)において、甲が行う本企業型年金の運営管理機関 (以下「運営管理機関」という。)に対する本企業型年金の運営に必要な通知に関わる事務について以下の通り合意する。

(事務取次業務)

乙は、甲の以下の各号に掲げる事項に関する運営管理機関に対する通知、当該通知に関する運営管理機関の照会への対応、その他甲乙間で定める甲と運営管理機関の間の事務の取次ぎ (以下総称して「事務取次業務」という。)を行うものとする。なお、運営管理機関が甲における本企業型年金の加入者 (以下「加入者」という。)に付与する ID 及びパスワードの取扱いは、事務取次業務には含まれないものとし、甲自らが行うものとする。

(1) 甲における本企業型年金の加入者及び将来加入者資格を取得する予定の甲の役員又は従業員 (以下総称して「加入者等」という。)の氏名、住所、資格取得及び喪失の時期、その他の確定拠出年金関連法令に記録関連運営管理機関に通知するべきものとして定められている事項

(2) 前号に定める事項に変更があった場合、当該変更に関する情報

(3) 運営管理機関が運営管理業務の遂行に必要なものとして要求する資料及び情報

(4) 本企業型年金の加入者期間の計算の基礎となる各月における本年金規約に基づく加入者毎の掛金の額

(5) 新たに本企業型年金の加入者の資格を取得した者の個人別管理資産が確定拠出年金法第 80 条に基づき本企業型年金の資産管理機関に移換される場合に、当該新規加入者の個人別管理資産に係る運用指図及び確定拠出年金関連法令に当該新規加入者が移換後の企業型年金にかかる記録関連運営管理機関に提出すべき届出書の記載事項として規定された新規加入者に関する情報

(対価等)

甲は乙に対し、前条の事務取次業務について、以下の対価 (以下「事務取次手数料」という。)を甲が本企業型年金の実施を開始した月分より支払うものとする。下記金額は消費税を含まないものとし、消費税は甲の負担とする。

(1) 事務取次手数料 (事業主手数料) 月額 円

(2) 事務取次手数料 (加入者手数料) 月額 円／加入者

2. 前項の事務取次手数料の支払い方法は、甲が当該手数料の収納代行を行う SBI ベネフィット・システムズ株式会社に提出した 年 月 日付「代表事業主に対する委任及び掛金等の支払いに関する同意書」における運営管理機関に対する運営管理手数料の支払い方法に準じるものとする。

(個人情報の取扱い)

乙は、加入者等に関する個人情報については、厳に秘密を保持し、事務取次業務の遂行に必要な範囲内でのみ、保管、使用、又は第三者に提供することができる。但し、加入者等の同意のある場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。乙は、前項の個人情報を業務遂行上の必要性から第三者に提供する場合には、当該第三者に対し、本条と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させるものとする。乙は、前二項で定める他、事務取次業務に関する加入者等の個人情報の取扱いについては、甲乙間で別途定める内容に従うものとする。

（秘密保持義務）

甲及び乙は、前条の個人情報以外の本契約に関連して知り得た情報については、厳に秘密を保持し、それぞれの役員・従業員その他の履行補助者にも本条に定める秘密保持義務を遵守させ、他の全当事者の書面による同意（但し、当該情報が本契約の特定の当事者のみに関する場合には、当該当事者の書面による同意をもって足りるものとする。）のない限り、第三者に開示しない。但し、本契約に別段の定めのある場合、法令に基づく場合はこの限りではない。

（業務委託の期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から 年 月 日までとする。但し、期間満了3ヵ月前までに甲又は乙から契約終了の申し出のない場合は、同一条件にて1年間契約期間を延長し、その後も同様とする。

（損害賠償）

甲及び乙が故意又は過失によって本契約に違反し、そのことによって相手方に損害が生じたときは、その損害を賠償する。

（解除）

甲及び乙は、本契約のいずれかの当事者が銀行取引停止処分、差押、破産手続開始等の事由が生じた場合、又は法令若しくは本契約の条項に違反し催告後も是正されない場合には、本契約期間中といえども直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

（合意管轄）

本契約に関する一切の訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

本契約について疑義が生じた場合及び定めのない事項については、本契約当事者が協議してこれを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲：	乙：兵庫県姫路市広畑区西夢前台 7 丁目 76 Kanbei Financial Agency 株式会社 代表取締役 大澤 勝利

【ご記入ガイド】

- ・冒頭の空欄に貴社名をご記入のうえ、お客様へお渡しください。
- ・事務取次手数料（税抜金額）を事前にご記入ください。
- ・お客様より、所在地・企業名・代表者役職・氏名のご記入と押印をお願いします。
- ・日付欄は導入のタイミングにより異なりますので、空欄のままご提出ください。